

鈴鹿市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 月 2 9 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 2 号

鈴鹿市物品管理規則の一部を改正する規則

鈴鹿市物品管理規則(平成 9 年鈴鹿市規則第 4 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の賠償責任に係る職の指定) 第31条 法第243条の 2 の 8 第 1 項の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる行為については、当該各号に定める者とする。 (1) 法第243条の 2 の 8 第 1 項第 1 号から第 3 号までに係るもの 当該行為を専決又は代決により行った職員及び直接補助した職員 (2) 法第243条の 2 の 8 第 1 項第 4 号に係るもの 監督又は検査に従事する職にある者	(職員の賠償責任に係る職の指定) 第31条 法第243条の 2 の 2 第 1 項の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる行為については、当該各号に定める者とする。 (1) 法第243条の 2 の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号までに係るもの 当該行為を専決又は代決により行った職員及び直接補助した職員 (2) 法第243条の 2 の 2 第 1 項第 4 号に係るもの 監督又は検査に従事する職にある者

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。